

9 税 金

◆所得税・市県民税の所得控除

内 容	前年の12月31日時点で本人もしくは同一生計配偶者（注1）や扶養親族が障害者である場合には、税額の計算の基礎となる所得から一定の額が控除されます。 ※控除を受ける為には申告が必要です。					
	障害の程度	障害者の区分	所得税		市県民税	
			本人	同一生計配偶者 又は扶養親族	本人 注4	同一生計配偶者 又は扶養親族
	身体障害(3～6級) 知的障害(B1, B2) 精神障害(2, 3級等)	障害者	27万円		26万円	
身体障害(1, 2級) 知的障害(A1, A2) 精神障害(1級等)	特別障害者 注2	40万円		30万円		
	同居特別 障害者 注3	/	75万円	/	53万円	
問い合わせ先	所得税…伊那税務署 電話：0265-72-2171 市県民税…市役所税務課 市民税係 電話：0265-78-4111 （内線）2235～2239 （給与所得者は、勤務先の給与担当へお問い合わせください。）					

注1 同一生計配偶者とは、自己と生計を一にしている配偶者で合計所得金額48万円以下の方をいいます。

注2 特別障害者とは重度の障害のある方で、いつも病床にいて複雑な介護を受けなければならない方も含まれます。

注3 同居とは、自己や配偶者、生計を一にする親族のいずれかとの同居を常としている方をいいます。

注4 本人が障害者である場合、合計所得金額135万円以下の方は、市県民税は非課税となります。

◆相続税に関する障害者控除

内 容	相続人が障害者である場合、相続税額から一定額控除されます。	
	障害程度	税額控除額
	身体障害 1, 2級 知的障害 A1, A2 精神障害 1級等	85歳までの1年につき20万円
	身体障害 3～6級 知的障害 B1, B2 精神障害 2, 3級等	85歳までの1年につき10万円
問い合わせ先	伊那税務署 電話：0265-72-2171	

◆特定障害者に対する贈与税の非課税

内 容	特定障害者を受益者として信託会社等と「特定障害者扶養信託契約」を締結し、「障害者非課税信託申告書」を信託会社などの営業所を經由して税務署長に提出した場合に信託受益権の価額のうち6,000万円（特定障害者のうち特別障害者以外の者は3,000万円）までは、贈与税の課税価格に算入されません。
対 象 者	特別障害者 （身体障害者1, 2級、知的障害者A1・A2、精神障害者1級等） 特別障害者以外 （知的障害者B1・B2、精神障害者2, 3級等）
窓 口	信託銀行等

◆所得税に関する医療費控除

内 容	本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った一定額以上の医療費は、所得から控除することができます。
対 象	診療費の他、次の費用も医療費控除の対象となります。 ① 傷病によりおおむね6ヶ月以上寝たきりとなった方が使用するオムツで、その治療上必要と医師が証明する場合の紙オムツの購入費用及び貸オムツの賃借料 ② 人工肛門又は尿路変向（更）のストマを有していることによる、ストマケアに係る治療上必要と医師が認めるストマ用装具の費用 ③ 医療と一体的に提供される在宅介護サービスについて、その介護人に要する費用（医師の証明用紙は社会福祉課にあります）
申 請 方 法	医療費控除の明細書を確定申告書に添付、各種医師の証明書の添付または提示が必要です。
問い合わせ先	伊那税務署 電話：0265-72-2171

◆利子等の非課税（障害者マル優）

内 容	一定の手続きにより、預け入れた預貯金等及び購入した公債について、各制度につき元本350万円を限度として利子等が非課税になります。
利用できる方	①身体障害者手帳の交付を受けている方 ②療育手帳の交付を受けている方 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ④障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の障害を支給事由とする年金を受けている方 ⑤障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当（経過的）を受けている方
手 続 き	確認書類（障害者手帳、年金証書及び個人番号カード等）が必要です。
問い合わせ先	銀行、証券会社等

◆消費税の非課税

内 容	身体障害者が使用するための特殊な性状、構造又は機能を有する次の物品の譲渡、貸付け等に係る消費税は非課税となっています。	
	区 分	対象品目等
	補 装 具	義肢、装具、補聴器、車いす等
	日常生活用具	視覚障害者用時計、特殊寝台、体位変換器等
	改 造 自 動 車	ア 身体障害者が運転できるよう補助手段が講じられているもの イ 車いすを使用する人を車いすとともに搬送できるよう昇降装置を装備しかつ、車いすの固定に必要な手段を施したもの
問い合わせ先	伊那税務署 電話：0265-72-2171	

◆事業税の非課税

内 容	重度の視覚障害者が行う、あんま、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業は課税されません。
対 象 者	重度の視覚障害者（両眼の視力喪失した方又は両眼の視力0.06以下の方）
問い合わせ先	南信県税事務所課税 電話：0265-76-6807

◆自動車税・軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免

内 容	次の場合、自動車税・軽自動車税（種別割・環境性能割）が減免されます。 ※自動車税（種別割・環境性能割）及び軽自動車税（環境性能割）には限度額があります。		
区 分	納税義務者	運 転 者	条 件
18歳以上の 身体障害者	本人	本人	身体障害者本人が運転するもの
	本人	同一生計者	もっぱら身体障害者のために同一生計者が運転するもの
	本人 <small>（身障者等のみで構成される世帯の場合）</small>	日常的介護者	もっぱら身体障害者のために日常的介護者が運転するもの
18歳未満の 身体障害者	同一生計者	同一生計者	もっぱら身体障害者のために同一生計者が運転するもの
知的障害者	本人・ 同一生計者	本人	知的障害者本人が運転するもの
	本人・ 同一生計者	同一生計者	もっぱら知的障害者のために同一生計者が運転するもの
	本人 <small>（身障者等のみで構成される世帯の場合）</small>	日常的介護者	もっぱら知的障害者のために日常的介護者が運転するもの
精神障害者	本人・ 同一生計者	本人	精神障害者本人が運転するもの
	本人・ 同一生計者	同一生計者	もっぱら精神障害者のために同一生計者が運転するもの
	本人 <small>（身障者等のみで構成される世帯の場合）</small>	日常的介護者	もっぱら精神障害者のために日常的介護者が運転するもの
<ul style="list-style-type: none"> ・減免を受けるためには、別表の障害等級に該当する必要があります。 ・同一生計者及び日常的介護者については、証明書が必要です。 ・もっぱら身体障害者等の利用に供すると認められる、車いす移動者又は入浴車を取得する場合の減免制度もあります。 			
減免台数等	減免台数は身体障害者等が所有する自家用自動車のうち1台に限ります。 減免対象となる車両及び等級等に変更があった場合は、改めて申請が必要です。		
減 免 申 請 の 時 期	○自動車税（種別割）のみの場合 ア 4月1日現在で、自動車を既に所有している方 →4月1日から納期限まで イ 年度途中で、身体障害者手帳等の新規交付又は障害程度の変更による再交付を受けた場合等 →手帳の交付年月日又は減免の要件に該当することになった日から30日以内 ※軽自動車税は翌年度からの減免 ○自動車税（種別割）及び自動車税（環境性能割）の場合 ウ 自動車を新規登録する場合→登録時又は登録してから30日以内		
問い合わせ先	自動車税…南信県税事務所総務課 電話：0265-76-6805 軽自動車税…市役所税務課 管理納税係 電話：0265-78-4111（内線）2233		

（注）上記は制度の概略ですので、詳しくは南信県税事務所、市役所税務課に直接お尋ねください。

○自動車税（種別割）・自動車税（環境性能割）の減免制度が利用できる方は、次のとおりです。

等級 障害		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
身体障害者	視 覚	■						
	聴 覚		■					
	平 衡			■				
	音 声 ^(注1)			▨				
	上 肢	■						
	下 肢	■			▨		▨	
	体 幹	■				▨		
	脳原性	上 肢	■					
		移 動	■			▨		▨
	内 部 障 害		■		■			
	肝臓機能障害		■					
	免 疫 障 害		■					
	知 的 障 害 者		療育手帳のA1又はA2の交付を受けている方(総合判定A)					
精 神 障 害 者		精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方						

(注1) 喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。

■ は、同一生計者又は日常的介護者が運転する場合も対象になります。

▨ は、本人が運転する場合に限られます。